

平成23年度事業シート(概要説明書)《※平成22年度実施事業》

事業の概要	事務事業名	外国人児童生徒教育推進事業					担当部	教育委員会事務局			
	会計区分	一般会計		事業類型	一般		担当課	学校教育課			
	事業期間	平成12年度以前		～	平成30年度以降		担当係	学校教育係			
	総合計画 分野別計 画	主目的	4 教育文化		16 学校教育		2 教育力を向上させる				
		副目的	2-2		16-1						
	予算区分	款	10	項	1	目	3	大	5	中	2
	根拠法令・個別計画	憲法 教育基本法 学校教育法 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約									
	実施・運営 方法	<input type="radio"/> 市が直接実施・運営				地域住民組織		<input type="radio"/> 一部又は全部委託			
		指定管理・外郭団体				名称:					
		NPO・その他				名称:					
目的 (対象をどの様な状態にするのか)	外国人児童生徒の教育を充実する。 外国人児童生徒が円滑に就学し、学習に参加できるようにする。										
内容 (手段)	<p>市内小中学校に在籍する日本語教育が必要な児童生徒への指導を下記のとおり行った。 ※語学相談員が学校を巡回し、日本語の不自由な外国人児童生徒の学習支援、進路相談や保護者懇談時の通訳、家庭への連絡事項の翻訳を行った。(H22の語学相談員の人数 ポルトガル語5名、スペイン語3名、タガログ語1名、中国語1名 週2～5日学校を巡回) ※日本語の不自由な外国人児童生徒に対し、集中的に日本語を指導するために日本語指導員を配置し、各学校で巡回指導にあたった。(週2日勤務 2名) ※平成22年度より、日本語初期教室「にじっこ教室」を開設した。 にじっこ教室:来日直後や外国人学校からの編入学等で、日本語がほとんどわからない児童生徒に対して、約3ヶ月間、集中的に日本語や日本の学校生活におけるルールを指導し、日本の学校への就学を支援する教室。 設置場所:大城小学校内 指導員:語学相談員(ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、中国語 週5日勤務 各1名)、日本語指導員(週2日勤務 2名) ※外国人児童生徒教育連絡協議会へ外国人児童生徒のための指導研修、交流会開催等を委託した。協議会は、研修部・進路部等の部会を市内教員で構成し、指導に関する情報交換や教材開発の打合せ、翻訳文書等の集約を行った。 《平成22年度直接経費内訳》 教材等消耗品費1,299千円、外国人児童生徒連絡協議会委託金151千円、にじっこ教室通信運搬費及び備品購入費797千円</p>										
受益者負担	無	内容									

			単位	H21決算額	H22決算額	H23予算額	
	コスト	費用	直接経費		千円	1,457	2,247
正職員			従事者数	人	0.60	0.80	0.71
			人件費	千円	3,219	4,292	3,809
その他職員			従事者数	人	13.25	12.32	12.32
			人件費	千円	43,555	44,561	47,158
費用合計			千円	48,231	51,100	52,644	
対前年比		%		105.9			
財源	一般財源		千円	48,231	51,100	52,644	
	国・県支出金		千円	0	0	0	
	その他財源		千円	0	0	0	

業 績	活動指標	活動指標名	単位	H21	H22	H23	
		日本語指導を必要とする児童生徒数	人	目標	—	—	—
				実績	581	582	
				目標			
				実績			
				目標			
	実績						
	成果指標	成果指標名	単位	H21	H22	H23	
		にじっこ教室通級者数	人	目標	—	—	—
				実績	—	22	
			目標				
			実績				

事業の自己評価（一次評価）	事業目的の達成状況	<p>語学相談員の巡回指導計画に基づき、指導することができ、外国人児童生徒が円滑に学習に参加することができるようになった。しかし、日本語教育を必要とする児童生徒は依然多く、また、言語別の比率が変化してきており、現在の語学相談員の人数では、十分な指導ができかねる状況もでてきている。</p> <p>「にじっこ教室」に通級した児童生徒は、在籍校に就学の際には、「座って集中して授業を受ける」「注意をしたら聞く」などの基本的な学習・生活習慣が身についた。また、お互い似たような境遇にあるため、教えあったり助け合ったりするなかで仲良くなっていった。しかし、教室の場所が大城小学校(桃花台地区)のみであるため、通学手段が限られ、通級を諦めざるをえない児童生徒もいた。</p>		
	事業を廃止・休止したときの影響	外国人児童生徒にとって、適切な就学の場を失うため、学習参加及び就学率の低下を招き、教育を受ける権利が保障されなくなる。		
	判定	A	市が実施(現状維持又は充実)	
	判定理由	通訳・翻訳などは、外国人児童生徒および保護者とのコミュニケーションや意思疎通には欠かせないものであり、語学相談員を介することで、児童生徒への指導、保護者への連絡等も密にとることができている。にじっこ教室での様子、情報を学校へ伝えることで、在籍校においても、児童生徒をより理解することができた。このように外国人児童生徒が円滑に就学し、学習に参加するために必要な事業であり、今後も充実させていきたい。		
今後の事業の方向性(今後の取組み・改善計画等)	外国人児童生徒の言語別の比率が変化していくなかで、その変化に柔軟に対応できる語学相談員の人数や、配置回数の見直しをする。通学手段のために通級できない児童生徒をなくすため、日本語初期教室の分室の設置を検討する。			

二次評価	判定	A	市が実施(現状維持又は充実)	
	判定理由	外部評価対象事業		